

イギリスにおける停・退学低減に向けた地方当局の施策の検討

青木栄治（筑波大学大学院）

本発表の目的は、イギリス（本発表ではイングランドを指すものとする）における停・退学への対応として、PRU（代替教育機関：Pupil Referral Unit）ではなく通常学校への対応を強化することの、成果と課題を明らかにすることである。本論では、PRU を用いずに停・退学対応を図った事例として、ウィルトシャー（Wiltshire）地方当局を取り上げる。

イギリスは、特別な教育的ニーズ（Special Educational Needs：SEN）の概念の発祥の地である。このような背景から同国は、インクルーシブ教育を推進する先進的な国として、日本の特別支援教育のあり方を検討する際においても参照される。一方イギリスにおいては、インクルーシブ教育と対立しうる制度として、停・退学（school exclusion または exclusion）がある。イギリスでは義務教育期間においても停学や退学制度が認められている（国立特別支援教育総合研究所 2011）。そして、特別な教育的ニーズを有する生徒は停・退学の対象となりやすい（Department for Education & Race Disparity Unit 2019）。

退学となった生徒への具体的な教育施設として、PRU（代替教育機関：Pupil Referral Unit）がある。PRU とは、①「義務教育年齢であって、病気又は停・退学その他の理由があるために、調整がなされなければ適切な教育を受けられない可能性がある子ども」（1996年教育法（Education Act 1996 (c.56)）第 19 条（1））を対象とし、②「そのような子どもへの教育を提供することに特化して設立された学校」（同法第 19 条（2B））である。PRU は 1993 年教育法（Education Act 1993 (c.35)）によって新設され、停・退学の生徒を通常学校に「再統合」することが目指されている（青木, 2022）。

PRU は地方当局によって維持されているが、PRU を持たない地方当局も存在する。停・退学の対象となった子どもの教育を受ける権利を保障するのは、地方当局（Local Authority）である。公平な教育機会の確保は今なお地方当局の役割とされる（青木, 2015；渡邊・植田, 2019）。この点において、PRU は地方当局の停・退学対応として重要な位置づけにあると考えられる。LG Inform (<https://lginform.local.gov.uk/>) の 2021/2022 年度のデータによると、152 の地方当局に対して 338 の PRU が存在する。一方で PRU を持たない（閉鎖する）地方当局も存在し、ウィルトシャー地方当局はその一つである。

以上を踏まえ本発表では、停・退学者への対応をする機関として PRU がある、という枠組みに対して、ウィルトシャーでは PRU を閉鎖するという選択肢がなぜ採られるにいたったのか、またそれはインクルージョンという観点から捉えた際にはどのような意味を持つのか、検討する。

（※参考文献等は報告時配布資料に記載）